

論壇

自動販売機作戦を検証する



熊王征秀 【武蔵野】

はじめに

早いもので、消費税法が施行されてから既に20年が経過した。しかし、消費税に関するトラブルについては年々増加の一途をたどっており、その中でもとりたてて被害が大きいのが、還付請求に関するトラブルである。

消費税の場合、届出書を期限までに提出しないだけで、何百万円、下手をすれば何千万円という還付金が海の藻屑と消えてしまう。正に一発必中のトラブルである！ こういった実情を背景に、こ

1 還付請求手続の概要

免税事業者は、納税義務がない反面、どんなに多額の設備投資があったとしても消費税の還付を受けることができない。したがって、免税事業者が消費税の還付を受けようとする場合には、原則として事前に「課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出し、課税事業者になっておく必要がある(消費税法第9④)。

新築する賃貸物件が貸店舗や貸倉庫などの商業用物件の場合には、発生する家賃収入が課税売上となるため、課税売上割合にかかわらず、建築費は全額が仕入税額控除の対象となる。一方、新築する賃貸物件が居住用の場合には、発生する家賃収入は非課税売上となる。したがって、個別対応方式を適用する場合には、その建築費は非

課税業務用に区分することとなり、仕入税額控除はできないこととなる(消費税法第30②(一))。注意したいのは、たとえ居住用の賃貸物件であっても、一括比例配分方式を適用すれば、課税売上割合を乗じた部分については仕入税額控除ができるということである(消費税法第30②(二))。

また、賃貸物件の完成が年末になるなどの事情により、賃貸

本稿では、この自動販売機作戦について、その是非を検討するとともに、筆者の私見も交えた上で、今後の消費税法の改正について考察してみたい。

2 自動販売機作戦とは？

上記のように、たとえ居住用の賃貸物件であっても、建物が完成する課税期間における課税売上割合が95%以上となる場合には、その建築費の全額を仕入税額控除の対象とすることができる。そこで、課税売上割合を95%以上にするための様々な工作がなされているようである。一例を紹介しよう。新たに不動産賃貸業を開始する個人事業者が賃貸マンションを新築する際に、建物が完成する年から課税事業者を選択する。ただし、建物の完成は年末に設定し、賃貸開始は翌年からとする。

さらに、建物が完成する年において、建築途中のマンション

の開始が翌課税期間にずれ込むような場合には、賃貸物件の完成する課税期間の課税売上割合が95%以上となるケースも想定される。課税売上割合が95%以上となる場合には、たとえ居住用の賃貸物件であっても、その全額を仕入税額控除の対象とすることが認められている(消費税法第30①)。

これにより、建物が完成する年中の課税売上高は自動販売機の売上高だけとなり、結果、課税売上割合が100%(95%以上)となつて、建物の建築費の全額を仕入税額控除の対象とすることができるのである。

ちなみに政府税調では、平成19年度税制改正答申に向けた議論のなかで、この自動販売機作戦を租税回避行為であると断言している。しかし、たとえ租税回避行為であったとしても、自動販売機の設置が架空のものでない限り、また、反復、継続、独立して行われている限りは

3 消費税法第30条の改正案(私見)

「事業として」行ったことになり、現行法の下でこれを否認することは難しいものと考えられるのである。

課税売上割合が95%以上の場合の全額控除は、いわば税額計算の簡便化のために設けられたものであるが、自動販売機作戦は、いわば、この規定を悪用した租税回避行為だと断言することができるところで、この課税売上割合が95%以上の場合の全額控除の規定であるが、実際問題として、経理処理能力のある大企業についてまで適用する必要はあるのだろうか？

仕入控除税額の計算は、本来は非課税売上高に対応する課税仕入れは控除できないのであるから、課税売上割合が95%以上の場合の全額控除の規定は、中小事業者の特例という位置付けにした方が合理的ではないかと個人的には考えている。もっとも、仮に課税売上割合が95%以上の場合の全額控除を撤廃したとしても、自動販売機作戦を封じ込めることができるわけではないのであるが、消費税法第30条の構成は、まず、第1項で課税仕入れ等の税

「ただし、第9条第4項に規

ることは難しいものと考えられるのである。

自動販売機作戦を封じ込めるために消費税法第30条を改正するならば、まず、消費税法第30条の第2項を第1項に昇格させるべきである。つまり、課税仕入れ等の税額については、個別対応方式又は一括比例配分方式により計算した金額とする」と定めている。

次に、第2項で「…基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者のうち、その課税期間における課税売上割合が95%以上の事業者については、前項の規定にかかわらず、…課税仕入れ等の税額の合計額を控除する。」と規定したうえで、次のようないし書きを加えたらどうであろう。

「ただし、第9条第4項に規

定する届出書(課税事業者選択届出書)を提出した事業者については、本文の規定にかかわらず、前項第一号に定める方法(個別対応方式)により、仕入れに係る消費税額を計算する。」これにより、店舗などの商業用の賃貸物件は、従来通り課税事業者を選択することにより還付を受けられるのに対し、居住用の賃貸物件については、たと

おわりに

消費税の還付を受けるために課税事業者を選択する、あるいは課税期間を短縮するといったような手続は当然に合法であり、何も問題はない。ただ、自動販売機作戦についてだけは、どうしても筆者は違和感を拭い去ることができない。実際問題として我々税理士は、ここまでテクニカルに申告をしなければいけないのであつたか？

こんなことが日常茶飯事のように行われるようになったならば、(極論を言えば)税理士は、建築途中のマンションに自動販売機を設置するようアドバイスしないと、クライアントから訴えられてしまうようなことにもなりかねない。

「ただし、第9条第4項に規

え課税事業者を選択しても個別対応方式が強制適用となるので、結果、還付を受けることはできないことになる。店舗兼用住宅などの共用物件については、床面積割合による建築費の按分を義務付けるなど、技術的な面は基本通達を充実させることにより、充分に対処できるものと考えている。

選付請求手続の代行を業者に任せる輩は論外として、たとえ租税回避行為と非難されようが、「脱税」でない限りは「クライアントの希望を叶えてあげたい」と思うのもまた正論なのであろう。我々税理士は、法律と倫理の狭間において、難しい選択を迫られているのである。本稿で紹介したような実務上の問題は、法令を改正することにより、早急に解消しなければならぬ。

こういった問題点を把握しておきながら、改正を先送りしている課税庁の姿勢には疑問を抱かざるを得ない。もし、税率のアップとセットで改正しようなどと悠長なことを考えているのであれば、これは課税庁の怠慢であり、絶対に許されないことである！

「ただし、第9条第4項に規